

奈良県小児慢性特定疾病審査会委員定数規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十四号

奈良県小児慢性特定疾病審査会委員定数規則

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の四第二項に規定する奈良県小児慢性特定疾病審査会の委員の定数は、五人以内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。